

市民活動推進コーナー 利用のきまり

市民活動推進コーナー（印刷機、コピー機、紙折機、裁断機等の機器類）は、福祉、生涯学習、子育て、まちづくりなどの市民活動のためのコーナーです。

★ ご利用の場合は、受付窓口にお声かけください。★

下記の目的ではご利用になれませんのでご了承ください。

1 個人目的の利用

例：年賀状、冠婚葬祭及び引越しの通知、家庭教師の広告等

2 営利を目的とするもの

例：会社、事業所、店舗及び塾のチラシ・会議資料・求人・広告及び宣伝

3 宗教活動を目的とするもの

例：宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするもの

4 政治活動（選挙活動を含む）を目的とするもの

例：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

5 その他、三鷹市市民協働センター設置の趣旨に合致しないもの

例：特定及び不特定の団体・個人に対し、誹謗中傷、嘲笑及び名誉棄損を目的とするもの

- ◆ 印刷機のご使用は、受付窓口で使用申請手続きをしてください。利用時間は1時間程度です。
- ◆ この「利用のきまり」に反する使い方をされた場合は、使用をお断りすることがあります。
- ◆ 駐車場は、2階会議室(有料)の利用者専用です。会議室以外の施設をご利用の方は、車での来館はご遠慮ください。
- ◆ 飲食はご遠慮ください。
- ◆ その他詳細につきましては、「三鷹市市民協働センター利用のきまり」をお守りください。